

高病原性鳥インフルエンザ（2例目）に係る殺処分の状況について

観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（2例目）に係る殺処分の状況について、以下のとおりお知らせします。

<殺処分の状況>

11月22日（火）	7時	殺処分開始
11月22日（火）	12時現在	約7,200羽／約33,000羽 22パーセント 〔発生農場及び疫学関連農場の合計〕

※次回は、11月23日（水）12時現在の状況を13時30分頃に情報提供する予定としています。

<その他>

- （1）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （2）また、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。